

施策目標 8 - 4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進

文化芸術振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の増進を図る。(18年度・22年度)

主管課(課長名)

文化庁国際課(亀岡 雄)

関係課(課長名)

文化庁芸術文化課(清水 明)、文化庁伝統文化課(有松 育子)、文化庁美術学芸課(山崎 秀保)、文化庁記念物課(内藤 敏也)、文化庁参事官建造物担当(苅谷 勇雅)

評価の判断基準

判断基準	各達成目標の平均から判断(S=4、A=3、B=2、C=1として計算)。
	S=3.4以上~4.0
	A=2.6以上~3.4未満
	B=1.8以上~2.6未満
	C=1.0以上~1.8未満

平成18年度の状況

我が国の芸術家等を一定期間「文化交流使」として指名し、海外派遣を行うなど、現地の受入機関の協力を得つつ、日本文化に関する講演、講習や実演等を行う文化交流使事業は、平成15年度に創設して以降、世界の人々との国際文化交流の推進、日本と外国の芸術家等のネットワークの形成・強化に資する活動を行ってきた。平成18年度は、当該事業開始4年目を迎え、帰国後報告会等を通じて過去の活動経験が蓄積されているほか、指名者数、派遣国数とも増加しており、判断基準1では、予想どおり達成されていると判断する。

また、我が国の芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体における共同制作公演においては、公演数が前年度に比べ減少しているものの、公演の内容については世界の多様な芸術との相互刺激を通じて豊かな芸術を生み出すことが期待されているものであることや、スタッフ、キャスト等の専門性が高いなどの観点から、平成18年度においても公演の質は確保されており、概ね達成されたと判断する。

平成18年6月に「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立した。これにより、我が国の文化遺産国際協力事業は重要性を増したところ。

文化庁は上記法律に先行して、緊急的文化遺産国際事業への支援として、紛争終結国や自然災害により被災した文化遺産について、関係国・機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家招へいなどを行う等、緊急に取組むべき文化財遺産国際協力を迅速に進めてきた。

また、毎年国際シンポジウムを開催し、文化遺産国際協力について国内の広報を行っている。

なお、上記法律を受け、18年6月には効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進するため、国内各研究機関等のネットワーク構築、情報の収集・提供、調査研究等を実施する文化遺産国際協力コンソーシアムが発足した。

以上のことから、施策目標8-4については、評価指標でみても、期間全体を通して、量・質両面において概ね順調に達成できた。このことにより、基本目標である芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の推進は達成されたものと評価される。

なお、達成目標の結果は、A、Aとなり、 $(3+3) \div 2 = 3$ であった。

評価結果

A

今後の課題及び政策への反映方針

達成目標8-4-1については、我が国の芸術団体による海外公演数及び海外の芸術団体と我が国の芸術団体との共同制作公演数が、対昨年度比減少したが、公演の質については、スタッフ・キャスト等の専門性が高い等十分確保されており、引き続き「国際芸術講習支援事業」により、我が国全体の海外公演等の推進を図るものとする。「文化交流使事業」についても、年々活動国、海外におけるネットワークが深化しており、国際文化交流に貢献するものとして、引き続き継続する。

達成目標8-4-2については、評価指数を予想どおりに達成しているが、国際貢献の観点からも、引き続き海外の文化遺産保護・修復への協力や、海外でのこれらの活動に参加することにより、我が国の専門家の活動の場の拡大や、知識・技術の向上を図るなど、継続して実施する必要がある。

予算、機構定員要求等への考え方

達成目標8-4-1については、海外との芸術交流を推進するため、世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援する他、「国際芸術交流支援事業」で海外に派遣した芸術家等を文化交流使に指名するなど、二事業間の有機的な連携を図るための予算措置が望まれる。

達成目標8-4-2については、緊急的に対応すべき地域が今後も増えることが想定されるので、拠点形成の予算規模を増やす必要がある。

関係する施策方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

「経済財政運営と構造改革に関する基本的な方針2006」

第4章安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

5. 豊かな生活に向けた環境整備

・文化芸術について、経済・地域社会の活性化にも資するよう、学校、地域等において文化芸術に親しむ環境整備や人材育成、新しい文化芸術の創造、国際文化交流の推進、文化芸術支援活動の促進、文化財の保存・活用の強化等を図る。

関連達成目標

特になし

備考

特になし

政策評価担当部局の所見

・文部科学省の事業が我が国の国際文化交流の進展に全体としてどのような効果を及ぼしているのか(波及効果)を把握するための指標を設定することを検討すべき。

達成評価 8 - 4 - 1

我が国の芸術家や芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体とが共同制作公演などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

基準の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準 1	文化交流使(海外派遣型)の普及状況。(平成15年度実績)
	S = 指名者数が17名以上で、主要国すべてに派遣した上、主要国以外5カ国以上に派遣。 A = 指名者数が15名以上で、主要国すべてに派遣した上、主要国以外3カ国以上に派遣。 B = 指名者数が12名以上で、主要国のうち派遣していない国が1カ国ある。 C = 指名者数が12名以下で、主要国のうち派遣していない国が2カ国以上。
判断基準 2	公演数の対前年度比
	S = 5%以上増加 A = 5%未満の増加 B = 変わらず、または5%未満の減少 C = 5%以上減少

2. 平成18年度の状況

我が国の芸術家等を一定期間「文化交流使」として指名し、海外派遣を行うなど、現地の受入機関の協力を得つつ、日本文化に関する講演、講習や実演等を行う文化交流使事業は、平成15年度に創設して以降、世界の人々との国際文化交流の推進、日本と外国の芸術家等のネットワークの形成・強化に資する活動を行ってきた。平成18年度は、当該事業開始4年目を迎え、帰国後報告会等を通じて過去の活動経験が蓄積されているほか、指名者数、派遣国数とも増加しており、判断基準1では、予想どおり達成されていると判断する。

また、我が国の芸術団体による海外公演や、海外の芸術団体と我が国の芸術団体における共同制作公演においては、公演数が前年度に比べ減少しているものの、公演の内容については世界の多様な芸術との相互刺激を通じて豊かな芸術を生み出すことが期待されているものであることや、スタッフ、キャスト等の専門性が高いなどの観点から、平成18年度においても公演の質は確保されており、概ね達成されたと判断する。

各判断基準は、S、Bとなり、評価結果はAであった。

(指標・参考指標)

		14	15	16	17	18
文化交流使の指名者数・派遣国数	指名者数	-	16	10	13	19
	派遣国数(括弧内は主要国()の内数)	-	16(3)	7(4)	5(3)	12(6)
我が国の芸術団体による海外公演数及び海外の芸術団体と我が国の芸術団体との共同制作公演数		345	335	337	360	346

(評価に用いたデータ資料等)

文化交流使指名者数・派遣国数(文化庁) ここでの主要国は、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、中国、韓国。
(舞台芸術交流年鑑(国際舞台芸術交流センター))

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

我が国の芸術家や芸術団体等が継続的に、海外公演や、海外の芸術家・芸術団体と共同制作公演などを行い、日本文化等の理解促進及び国際文化交流のネットワークの範囲を広げていくことが、我が国の優れた国際文化交流事業への発展に資することから、引き続き事業の継続を図る。

「文化交流使事業」及び「国際芸術交流支援事業」を引き続き講じることにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。

予算、機構定員要求等への考え方

「国際芸術交流支援事業」については、我が国と外国との二国間における芸術交流と海外の優れた芸術団体との共同制作公演や世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援することにより、芸術による国際交流を推進するとともに、世界最高水準の芸術家の養成を図る。また、「文化交流使事業」については、「国際芸術交流支援事業」で海外に派遣した芸術家等を文化交流使に指名し、海外の市民を対象に日本文化紹介を行うことで、両事業の有機的な連携及び効果・効率的な国際文化交流の振興を図る。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	政策手段の概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
文化交流使事業 (110百万円)	諸外国における日本文化への理解及び我が国と諸外国の芸術家・文化人等の連携協力を促進に係る活動をする「文化交流使」の派遣等を行う。	[得られた効果] 諸外国における日本文化に対する理解の深化、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化が図られた。 [事務事業等による活動量] 指名者数：19名 派遣国数：12カ国	継続
国際芸術交流支援事業 (1,626百万円)	我が国と外国との二国間における芸術交流の推進と海外とのオペラ等の共同制作を支援する	[得られた効果] 我が国の芸術団体が行う海外公演や共同制作公演を支援することにより、文化芸術振興及び国際文化交流の推進が図られた。 [事務事業等による活動量] 海外公演：96件 共同制作：11件	継続

達成目標 8 - 4 - 2

我が国の文化遺産保存修復の高度な知識・技術・経験を活用し、武力紛争、自然災害等により損傷し、衰退し、消滅し、破壊された人類共通の財産である海外の文化遺産保護に協力し、わが国の迅速で柔軟な国際貢献を推進し、有形・無形の文化遺産に対する国際協力を通じて、わが国の専門家の活躍の場を広げ、その知識・技術の向上、経験の蓄積に資する。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

基準の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準 1	緊急的文化遺産国際事業への支援：派遣・招へい者数
	S = 20人以上 A = 15人以上 B = 10人以上 C = 5人以上
判断基準 2	国際シンポジウムの開催：参加人数
	S = 400人以上 A = 300人以上 B = 200人以上 C = 100人以上
判断基準 3	文化遺産国際協力コンソーシアム支援：参加機関数
	S = 160機関以上 A = 120機関以上 B = 80機関以上 C = 40機関以上

2. 平成18年度の状況

平成18年6月に「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立した。これにより、我が国の文化遺産国際協力事業は重要性を増したところ。

文化庁は上記法律に先行して、緊急的文化遺産国際事業への支援として、紛争終結国や自然災害により被災した文化遺産について、関係国・機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家招へいなどを行う等、緊急に取り組むべき文化財遺産国際協力を迅速に進めてきた。

また、毎年国際シンポジウムを開催し、文化遺産国際協力について国内の広報を行っている。

なお、上記法律を受け、18年6月には効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進するため、国内各研究機関等のネットワーク構築、情報の収集・提供、調査研究等を実施する文化遺産国際協力コンソーシアムが発足した。

各判断基準は、A、S、Aとなり、評価結果はAであった。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
緊急的文化遺産国際事業への支援			5	7	19
国際シンポジウムの開催			350人	520人	318人
文化遺産国際協力コンソーシアム支援			-	-	141機関

(評価に用いたデータ資料等)

、 、 (文化庁)

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

今後、緊急的に対応した箇所やアジア等の重要サイトにおいて、日本の研究者等が中心となり、拠点を形成する必要がある(19年度予算措置済み)。

また、文化遺産の中でも無形文化遺産の国際協力についても協力事業を進める必要がある(19年度予算措置済み)。

なお、文化遺産国際協力コンソーシアム事業については、昨年の発足以来、文化遺産国際協力に携わる機関や専門家の間で、適切な情報共有や意見交換がされ、今後さらにその機能が重要となるため、継続して事業を実施する予定である。

予算、機構定員要求等への考え方

拠点形成については、緊急的に対応した地域が今後増えることが予想されるので、それに対応し、予算規模を増やす必要がある。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	政策手段の概要	18年度の実績	20年度予算要求の考え方
緊急的文化遺産国際事業への支援 (28百万円)	各国からの要請等に応じ、日本の専門家等の現地調査研究・保存修復事業の派遣、海外の専門家・行政官等の保存修復研修のための招へい等を行う。	「スマトラ沖地震及び津波被害を受けたアチェにおける歴史的記録文書等の保存修復研修事業」(東京外国語大学) 「アフガニスタン文字文化財支援事業」(東京外国語大学) 「ベトナムタンロン遺跡調査」(文化財研究所) 「インドネシア・ブランパン遺跡調査」(文化財研究所)	継続
国際シンポジウムの開催 (12百万円)	日本で国際会議を開催することにより、文化財分野でユネスコ等国際機関との結びつきを強めるとともに、我が国の文化財保護分野における発信力を高め、国際ネットワークを形成する。	無形文化遺産保護条約発効記念シンポジウム「伝統文化の明日のために、今日(いま)できること」を開催。	継続
文化遺産国際協力コンソーシアム支援 (48百万円)	関係機関の連携強化、効果的・効率的な文化遺産国際協力のため、国内各機関間のネットワーク構築、情報の収集・提供、文化遺産国際協力に関する調査研究等を実施する「文化遺産国際協力コンソーシアム」への支援を行う。	文化遺産国際協力コンソーシアム支援事業として、東京文化財研究所にコンソーシアムの事務局が発足し、情報収集、情報発信、データベース開発等を行った。 その結果、当初の参加機関(約20機関)から5倍以上の機関の参加を得た。	継続